

宮城県・仙台市 緊急事態宣言発令中

期間：3月18日から5月5日

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

【要請期間】 4月5日～5月5日

【対象区域】 県内全域

宮城県・仙台市 緊急事態宣言 5月5日まで延長

● 県民への要請（県内全域）

- 不要不急の外出や移動を自粛すること。
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、慎重に判断すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(第31条の6第2項)
- 歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見などの開催を自粛すること
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、
飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること

● イベントの開催についての要請（県内全域）（特措法第24条第9項）

※県主催・共催のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウスナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※1）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

● **飲食店への要請（仙台市内）** ※県有施設を含む

【**営業時間短縮の協力要請**】（特措法第31条の6第1項）

期間	令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時まで
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

【**その他の要請**】（特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項）

要請内容	<p>《特措法第31条の6第1項に基づくもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ※アクリル板等飛沫を遮ることができる板等の設置，適切な距離の確保等のうち各施設が個別事情に即し有効であるものを選択して行うもの ○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <p>《特措法第24条第9項に基づくもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CO2センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）
------	--

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

● **飲食店への要請（仙台市を除く県内全域）** ※県有施設を含む

【営業時間短縮の協力要請】（特措法第24条第9項）

期間	令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時まで
対象施設	<p>（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設）</p> <p>① 接待を伴う飲食店 <small>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗</small></p> <p>② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）</p>
要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

【その他の要請】（特措法第24条第9項）

要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 <small>※アクリル板等飛沫を遮ることができる板等の設置，適切な距離の確保等のうち各施設が個別事情に即し有効であるものを選択して行うもの</small> ○ 上記のほか，特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨，入場者の整理誘導，発熱等有症状者の入場禁止，手指の消毒設備の設置，事業所の消毒，施設の換気） ○ CO2センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で，カラオケ設備がある店）
------	--

※ 遊興施設のうち，食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は，特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等，宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は，イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

●その他の施設への感染拡大防止の協力依頼（仙台市内） ※県有施設を含む

対象施設	協力依頼内容
運動施設，遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで） ※法に基づかない任意の協力のお願い ○入場者の整理誘導，発熱等有症状者の入場禁止，手指の消毒設備の設置，事業所の消毒，施設の換気 ○業種別ガイドラインの遵守
劇場，観覧場，映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂，展示場	
博物館，美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち，食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は，特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等，宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は，イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

●事業者への要請（県内全域）

- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

●大学等への要請（県内全域）

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請等の概要

対象区域	仙台市 特措法第31条の6に基づく まん延防止等重点措置	仙台市を除く県内全域 特措法第24条第9項に基づく要請
対象期間	令和3年4月5日（月）午後8時から 令和3年5月6日（木）午前5時	令和3年4月5日（月）午後9時から 令和3年5月6日（木）午前5時
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで） 入場する者の整理等，マスク着用の周知，感染防止措置を実施しない者の入場の禁止等	午前5時から午後9時までの時間短縮営業
命令・過料	上記要請について，正当な理由が無く応じないとき ➤ 要請に係る措置を講じるよう命じることができる ➤ 命令に違反したときは，20万円以下の過料	—
その他	上記の営業時間以降，飲食店にみだりに出入りしないよう，住民に対して要請	—